情報公開答申第２２５号

答　　　申

第１　山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和６年（2024年）４月１６日付け令６人委第４４号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　公文書の開示請求

審査請求人は、令和６年（2024年）４月８日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成９年山口県条例第１８号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定により、「○○報道（○○放送局）により、今年度新規採用者は、昨年度より１人少ない１３７人であった。このことについて、土木職の人数が分かる文書全て（メモ含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関の処分

実施機関は、令和６年（2024年）４月１６日付けで、本件請求に係る公文書は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

３　審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和６年（2024年）７月１５日付けで行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づく審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

（省略）

３　実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第４　実施機関の説明要旨

（省略）

第５　審査会の判断

１　本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書は存在しないことを理由として、実

施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

開示請求のあった件について、当審査会事務局職員をして実施機関に対して確認したところ、採用者の決定については、任命権者であるところの知事が採用候補者名簿に掲載された者の中から採用者を決定しているものであり、実施機関である人事委員会では採用者の決定を行っておらず、採用人数に係る公文書は保有していないとのことであった。このことから、公文書が存在しない、との実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

また、審査請求人は、実施機関が嘘を言っているなどと主張しているだけであり、本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していることを推認できる根拠を示していない。

２　その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

３　結論

以上の理由により、第１の審査会の結論のとおり判断する。

第６　審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　　　　過
令和６年　１０月１１日	実施機関から諮問を受けた。
令和８年　　３月１９日	事案の審議を行った。
令和８年　　５月２９日	事案の審議を行った。

（参考）

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏　　名	役　職　名	備　　考
井　竿　富　雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中　坪　良　子	弁護士	第二部会　部会長職務代理者
綿　部　未　央	行政書士	

（令和８年５月２９日現在）